三　特定通貨建取引　特定通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れ、剰余金の配当その他の取引をいう。

四　特定通貨建資産等　次に掲げる資産及び負債をいう。

イ　特定通貨建債権（特定通貨で支払を受けるべきこととされている金銭債権をいう。）及び特定通貨建債務（特定通貨で支払を行うべきこととされている金銭債務をいう。）

ロ　特定通貨建有価証券（その償還が特定通貨で行われる債券、残余財産の分配が特定通貨で行われる株式及びこれらに準ずる有価証券をいう。）

ハ　特定通貨建の預金

ニ　特定通貨機能通貨換算額　特定通貨で表示された金額を機能通貨で表示された金額に換算した金額をいう。

五　第七項から第九項までの規定は、法第六十八条の九十第六項第七号及び施行令第三十九条の百十七の二第十四項に規定する財務省令で定める取引について準用する。この場合において、第七項中「同条第四項第一号」とあるのは、「同条第四項第二号」と読み替えるものとする。

六　第六項の規定は、法第六十八条の九十第六項第十一号ホに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

七　施行令第三十九条の百十七の三第五項に規定する剰余金その他の財務省令で定めるものの額は、部分対象外国関係会社（法第六十八条の九十第八項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社をいう。次項において同じ。）の第一号から第三号までに掲げる金額の合計額（法第六十八条の九十第二項第七号に規定する政令で定める部分対象外国関係会社（第四号において「外国金融持株会社等」という。）に該当するものにあつては、次に掲げる金額の合計額）とする。

一　当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている利益剰余金の額（当該額が零を下回る場合には、零）

二　当該事業年度以前の各事業年度において利益剰余金の額を減少して資本金の額又は出資金の額を増加した場合のその増加した金額

三　当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額

四　当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている当該外国金融持株会社等に係る施行令第三十九条の百十六第一項第一号イに規定する外国金融機関の株式又は出資（以下この号及び第二十項第五号において「株式等」という。）及び他の外国金融持株会社等（その発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式等を有するものに限る。）の株式等の帳簿価額

八　施行令第三十九条の百十七の三第六項に規定する財務省令で定めるものの額は、部分対象外国関係会社（保険業を行うものに限る。）が保険契約を再保険に付した場合において、その再保険を付した部分につきその本店所在地国の保険業法に相当する法令の規定により積み立てないこととした同法第百十六条第一項に規定する責任準備金に相当するものの額及び同法第百十七条第一項に規定する支払備金に相当するものの額の合計額とする。

九　第二十二条の七十六第二項を削り、同条第一項中「第二十四条第一項各号（同項第三号にあつては、解散による残余財産の分配に係る部分に限る。）に掲げる事由による金銭その他の資産の交付により減少することとなる利益積立金額」を「第二十四条第一項（同項第二号に掲げる分割型分割、同項第三号に掲げる株式分配又は同項第四号に規定する資本の払戻しに係る部分を除く。）の規定の例によるものとした場合に同法第二十三条第一項第一号又は第二号に掲げる金額とみなされる金額」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

施行令第三十九条の百十四の二第一項第一号に規定する財務省令で定める者は、保険業法第二百十九条第一項に規定する特定法人の規約により保険契約者と保険契約の内容を確定するための協議を行うことが認められている者のうち、同号に規定する特定保険外国子会社等が行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協議を行う者とする。

2　施行令第三十九条の百十四の二第十九項第三号に規定する財務省令で定める場合は、外国関係会社（法第六十八条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この項及び第十九項において同じ。）がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下この項及び第十九項において「本店所在地国」という。）において行う次に掲げる業務の状況を勘案して、当該外国関係会社がその本店所在地国においてこれらの業務を通じて製品の製造に主体的に関与していると認められる場合とする。

一　工場その他の製品の製造に係る施設又は製品の製造に係る設備の確保、整備及び管理

二　製品の製造に必要な材料の調達及び管理

三　製品の製造管理及び品質管理の実施又はこれらの業務に対する監督

四　製品の製造に必要な人員の確保、組織化、配置及び労務管理又はこれらの業務に対する監督

五　製品の製造に係る財務管理（損益管理、原価管理、資産管理、資金管理その他の管理を含む。）

六　事業計画、製品の生産計画、製品の生産設備の投資計画その他製品の製造を行うために必要な計画の策定

七　その他製品の製造における重要な業務

第二十二条の七十六の二の見出しを「（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）」に改め、同条第二項を削り、同条第一項中「第六十八条の九十三の二第六項に規定する財務省令」を「第六十八条の九十三の二第十一項に規定する財務省令」に改め、「書類は」の下に「同項各号に掲げる外国関係法人（以下この項において「添付対象外国関係法人」という。）に係る」を加え、「及び特定外国法人（同条第一項に規定する特定外国法人をいう。以下この項において同じ。）が各事業年度において同条第三項の規定により同条第一項の規定を適用しない同項に規定する適用対象金額を有する場合における当該各事業年度に係る同条第四項に規定する特定所得の金額の計算の基礎」を削り、同項第一号中「特定外国法人」を「添付対象外国関係法人」に、「第六十八条の九十三の二第六項」を「第六十八条の九十三の二第十一項」に改め、同項第二号及び第四号中「特定外国法人」を「添付対象外国関係法人」に改め、同項第五号中「株式」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）」を加え、同項第六号中「特定外国法人」を「添付対象外国関係法人」に改め、同項を同条第十一項とし、同条に第一項から第十項までとして次の十項を加える。

前条第四項の規定は、施行令第三十九条の百二十の三第八項において準用する施行令第三十九条の百十五第七項に規定する明細書について準用する。

2　前条第五項の規定は、施行令第三十九条の百二十の四第二項において準用する施行令第三十九条の百十七の二第四項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について準用する。

3　前条第六項の規定は、部分対象外国関係法人（法第六十八条の九十三の二第六項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係法人をいう。以下この条において同じ。）の行うデリバティブ取引に係る法第六十八条の九十三の二第六項第五号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

4　法第六十八条の九十三の二第六項第五号に規定する法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行ったデリバティブ取引として財務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人が行ったデリバティブ取引のうち前条第七項から第九項までの規定の例によるものとした場合に同法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行ったデリバティブ取引とされるデリバティブ取引とする。

5　前条第十項の規定は、法第六十八条の九十三の二第六項第五号に規定する行為を業として行う同号に規定する部分対象外国関係法人が行う同号に規定する財務省令で定めるデリバティブ取引について準用する。

6　法第六十八条の九十三の二第六項第五号に規定するその他財務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人が行うデリバティブ取引のうち前条第十一項及び第十二項の規定の例によるものとした場合に同条第十一項に規定するデリバティブ取引とされるデリバティブ取引とする。

7　前条第十三項及び第十四項の規定は、法第六十八条の九十三の二第六項第六号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

8　法第六十八条の九十三の二第六項第七号並びに施行令第三十九条の百二十の四第十項及び第二十項において準用する施行令第三十九条の百十七の二第十四項に規定する財務省令で定める取引は、部分対象外国関係法人が行った取引（法第六十八条の九十三の二第六項第一号から第六号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（これらに類する利益の額又は損失の額を含む。）を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を除く。）に係る取引に限る。以下この項において同じ。）のうち、前条第七項から第九項までの規定の例によるものとした場合に法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行った取引とされる取引とする。

9　前条第六項の規定は、部分対象外国関係法人の行うデリバティブ取引に係る法第六十八条の九十三の二第六項第十一号ホに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

10　前条第十三項及び第十四項の規定は、法第六十八条の九十三の二第六項第十一号ヘに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。